

令和5年5月9日

保護者の皆様

登別市教育委員会

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより、本市の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症を5類感染症へ移行を踏まえ、5月8日以降の本市における学校の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を改定しました。

つきましては、下記の内容で教育活動を進めますので、ご理解のほどお願いいたします。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症が判明した児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とすること。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにすること。
- ・ 児童生徒等の体温を毎日チェックして、学校に提出する必要はないこと。
- ・ 濃厚接触者としての特定は行われないこと。
- ・ 5類感染症への移行後においても、児童生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等や咳エチケットの指導などの対策を講じることが引き続き重要となるが、平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。
- ・ 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・ 学校給食の場面においては「黙食」は必要ないこと。
- ・ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることがあること。